6.18

會社側飽迄強硬

住友爭議は物別れ

工場は依然怠業狀態

爭議中の住友電線製造所から職工に對する回答は十七日午前十時に行はれ西崎氏は『會社としては回答以外どうすることも出來ない』と答へた、之に對し職工側委員は直に別の新要求書を提出したが西崎常務は自分の一存では如何とも出來ぬと答へたので双方物別れとなり職工側實行委員は各工場に引揚げて其顛末を報告した後一同職員食堂に集まり善後策を協議したが午後は示威運動を行ふべく工場内の各所で演說を行ふ者もあり依然怠業の狀態である

當初の

尚一方

住友製鋼所に於ては職首職工山内彌吉の復職運動失敗し要求書の方へ山内の代りに三浦久一を加へて差出した處會社は之を受理し十八日正午回答する筈である

とし尚場合に依つては社長住友男に懇請談判を行る事になつた、尚其態度を注目されて居た組長職工等五十七名は十七日組長會を開いた結果全部職工と同一行動を取る事に決定し勞働爭議中は組長の帽子を用ひざる事等を決議した（大阪電話）

職工側も結束す

職長等も參加 社長に迫らん

三度要求書を提出し斷然拒絶された電線職工は午後六時より事務所に集合今後の對策を協議した結果此際一先づ要求を打切り更に十八日より住友總本店に直接談判する事に

西尾氏以下收監さる

松岡氏は放還

大阪地方裁判所檢事局で取調べ中だつた友愛會大阪聯合會主事西尾末弘外十名が十七日午前起訴され同夜若松分監に收監され、尚朝日橋署に拘留中の友愛會東京本部理事松岡駒吉氏、大阪印刷工松井直市、汽車の□□職工縣本重三、田榮三の四名は同日午後五時放還された（大阪電話）

6.17

住友製鋼所

二千の職工が動搖

歎願書提出

會社の回答は十七日正午

客月藤永田造船所の勞働爭議勃發以來相次いで勞働爭議の頻發を見殊に住友電線の勞働爭議以來同系統の住友製鋼、同伸銅の二箇所職工間にも多少の動搖を見つゝあつたが遂に十五日に至り住友製鋼所の職工約二千名結束して左記歎願書を十六日午前十時を期して會社側に提示するに決したが同所は友愛會員多き爲め其結果は頗る注目すべきものがあらう

尚右の回答期限は十七日正午である

歎願書

一、一般交涉權確認

二、解雇手當

（イ）一箇年未滿は百廿日分

（ロ）一箇年以上五箇年未滿は一箇月を增す每に七日分の割合を以て加算すること

（ハ）五箇年間以上は一箇月を增す每に六日分の割合を以て加算すること

獨身者に卅圓支給のこと（但し年齡滿期者も是れに準ず）

三、自己の退職の場合は右の半額を支給すること

四、日給金一圓三十錢以下の者には十五錢を增給すること

五、今回の事件に對し犧牲者を出さゞること

希望條件

夜業を廢但し不得止場合は五割增のこと

伸銅所の三千餘名も動きかけた

電線工に呼應

市内北區安治川上之町住友伸銅所職工三千二百名は電線製造所職工と呼應して工場主に要求書を提出する計畫であつたが十四日夜の懇談會（勞資相互の研究會）の席上工場主側が斷然的の組合を交涉團體と認めると言明したので要求書提出は暫時見合せる事とした

友愛會から應援辯士

千舟署に檢束

十五日夜市内西區築港千舟町安養寺に於ける造船工組合築港支部の發會式に際し友愛會から應援に出掛けた辯士數名は時間遲く會衆既に解散後さて居殘つてゐた支部幹事等と今後のことを相談して引揚ぐる時同寺門前で多數警官に阻止され内の野田律太、藤原猛の二名は千舟署に檢束され

6.17

住友電線工

怠業狀態に移る

形勢頗る險惡を示す

會社側は更に讓步せず

[illegible]

6.17

會社は拒絶に決した

兩所共解決容易ならず

住友總本店では十六日午後七時から小田、山下兩理事、西崎電線常務、日高製鋼支配人等會合して新しく要求書となつて現はれた電線工の問題並に製鋼の職首職工山内彌吉の復職問題等に就いて諸議に時を重ねたが電線工場の要求案件に對しては第一日の回答が既に會社が最大限度の讓步をして與へたものであるからこれ以上別に考議する必要を認めないとの意見に決したもの、如く、又山内の復職は十六日代表者宛で絶對不能との回答で既に盡きてゐるから更に協議するに及ばないとツレなく最初の方針通り強硬な態度で飽迄も會社の誠意の一般職工に貫徹するまでは態度を持して押し進むことになつたもの、やうである

それと共に電線工場は十七日も怠業狀態を覺悟して矢張り作業を取るまいと云ひ合議の內容は祕密であるが大體右樣な意見で午後十時散會を告げた

十七日午前十時の回答は全部拒絕されると見て差支はない模樣で解決は容易でないらしい

又歎願書を刎ね付けられ

更に要求書提出

住友電線怠業に入らんとす

市内西區恩貴島南町の住友電線製造所職工は十六日午前九時三十分第二回の歎願書に對する會社側の回答が餘りに誠意無きものとして十時に至り第三回目は要求書として提出した其內容は前回同樣で唯第一條が賃金値上、時間の協定、工場設備、解雇手當の四項を加へて更に實行委員を十二名に增加し十七日午前十時を期して回答を迫つた是と共に同所千二百名の職工は殆ど怠業狀態で仲に『は賦用金千五百圓もあるのだから心配せずに居れ』と豪語する樣斷時惡化して行く模樣で、工場の模樣を見るに僅一本の煙突よりは煙を見るのみで職工の怠業遺憾なく物語つてゐる

會社側は

高飛車

住友電線の第二回交涉前同樣か

市内西區恩貴島町住友電線製造所に於ては既報の如く第一回歎願書に對する回答書を一附した所職工側幹部は十四日夜恩貴島町本眞寺に集合して委員の再選を行ひ第二回交涉委員として阿部氏外五名は前日同樣の第二歎願書を十五日午前十時半提出したが、出勤職工は全部千二百名ばかりで大部分は平常の通り就業してゐるけれども中には多少の怠業者もある模樣であるが會社側では十六日の回答書も前日同樣の回答であるらしく要求中の退職手當歸國旅費等は二箇月以內に返事すると言つてゐる、職工側に於ても團體交涉權は目的で無いらしく只給料問題が高調されてゐる、これに對しては會社側は昨年と本年の物價高騰表と職工收得額を示して辯明に努めてゐるが要するに高飛車に出る態度らしい

6.

住友各工場

總怠業

電線製造工場 遂に怠業決行

住友電線製造所職工千二百名は第二次歎願書に對する會社側の回答は第一次と變る所なく誠意の認む工場外に多數職工を使用せる關係より是れ以上讓步する事能はざる意嚮にて住友伸銅所も同情罷業するに至るべしと（大阪）

6.17

住友伸銅製鋼

形勢穩ならず

二回まで同一歎願書を出した住友電線工に對し伸銅所及製鋼所の職工は之を不快視してゐるので兩工場との提携は成立ちさうにないが伸銅所及製鋼所職工約三千名は電線工に對する會社側の態度と友誼團體である藤永田造船所職工爭議に見て別に結束して新起團體交涉權を要求しさうな形勢となつた

住友製作所

昨夕刻總罷業

鑄工所職工二千名も

要求貫徹まで怠業繼續

6.17

大阪住友電線製作所職工は十六日午前九時第二次實行委員と□上副支配人との交涉後職工側の形勢頓に不穩となり一千九百人中一部を除く外全部怠業狀態に入り更に午後四時半に至り罷業狀態と變じ機械のみ空廻りをなしつゝあり尚十六日會社に對して歎願書を提出せる住友鑄工所職工二千名も要求貫徹する迄は怠業狀態を繼續すべしと（大阪電話）

6.17

果して要求拒絕

職工更に要求を提出す

依然怠業の住友電線

爭議中の住友電線所では十七日午前十時が回答日なので安部秀外十一名の實行委員を應接室に招き會社側からは西崎常務、川上副支配人、佐伯工場係主任列席の上西崎氏會社を代表し

諸君が提出された要求書に對しては會社は最初の時に慎重審議をした上で回答したもので諸君に於ては會社が常に掛引きのない事は平生に於て好く存知せられてゐる筈である會社としては當初の回答以外に何うする事も出來ない

と答へた、之に對し職工側委員は直に別に新要求書を呈出した

新要求

一、會社に於て萬一臨時休業せんとする場合は休業せんとする時日より三日前に於て實行委員に通告すべき事

の一存では如何とも出來ぬ、諸君の意志のある所は十分諒とするが回答如何は明言出來ぬ」と答へたので雙方物別れとなつた、斯て職工側實行委員は職員食堂に引揚げ善後策を協議した後各工場で右の顛末を職工に報告し午後は示威運動を行ふべく工場内各所で演說を行ふ者あり朝來怠業の狀態である